

# Kターン奨励金制度のご案内

～Kターン若者雇用拡大奨励金制度～

Kターン就職した若者の方へ

10万円



よっしゃー！  
久慈で働くぞー！

大卒等新卒Kターン若者を雇用した事業主の方へ5万円を交付します！

## 【奨励金の対象となる方】

次のすべてに該当する方が対象です。

- ①雇用された時点で40歳未満の方
- ②常用雇用者※として雇用されている方
- ③雇用された日から6か月が経過した方
- ④申請した日において久慈市に住民登録し、市内の事業所に勤務している方
- ⑤市内に住民登録し、270日以内に雇用された方
- ⑥3年間市外に転勤しないと事業主が認めた方
- ⑦事業主又は事業所の取締役もしくは監査役の2親等以内の親族でない方
- ⑧納期の到来した市税を完納している方

## 【Kターン？】

Kターンとは、久慈市（K UJI市）にUJIターンすることの総称です。

- Uターン  
久慈市から久慈地域外に移住し、5年以上居住した後、久慈市に転入すること
- JIターン  
久慈地域外から久慈市に転入すること
- 大卒等新卒Kターン  
大学・専門学校等を卒業し、その年の6月までに久慈市に転入すること

※「常用雇用者」とは、

- ・雇用期間の定めがない方
- ・1週間の所定労働時間が他の雇用者と同じで、その時間が30時間以上の方
- ・雇用保険の一般被保険者（公務員は対象外）などの要件を満たす方です。

## 【申請の手続き】

申請書類を提出していただく必要があります。

申請期間は、雇用されてから6か月が経過した日から1年以内です。

（申請書ダウンロード）

<http://www.city.kuji.iwate.jp/>

久慈市 Kターン若者

検索



## 【事業主の方へ・ご注意ください！】

平成31年4月1日以降に雇用した若者に係る事業主奨励金について

○大卒等新卒Kターン若者の雇用のみが事業者奨励金の対象となります。

※本人に対する奨励金は、大卒等新卒Kターン以外の方についても引き続き交付いたします。

○また、大学等の学生の採用活動を行っていることが事業者奨励金交付の条件となります。

●お問い合わせ・お申し込み先

久慈市 企業立地港湾課

〒028-8030 久慈市川崎町1-1 ☒sangyou@city.kuji.iwate.jp

TEL:0194-52-2369 FAX:0194-52-3653

